

契約羽数

- 互助金は、契約羽数を上限として支払われるため、平成24年～26年度の3年間に飼養が見込まれる羽数で契約してください。また、複数の農場を所有している場合は、農場ごとに見込まれる飼養羽数を記載してください。
- 契約羽数は、毎年度見直しを行うことが出来ます。(ただし、契約羽数を減らしてもその分の積立金は3年間の事業終了時まで返還されません。)

契約の効力

- 契約の効力は、交付契約を締結し、生産者積立金を納付した日から生じ、平成27年3月31日まで継続されます。

生産者積立金の納税時の取扱い

- (社)日本養鶏協会に納付した生産者積立金は「仮払金」として、また、手数料は経費として処理してください。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の発生により、互助金交付のために生産者積立金を取り崩されたときには、取り崩された金額をお知らせしますので、その金額を経費として処理してください。

互助金の種類とその単価

経営支援互助金

法に基づき殺処分された鶏・うずらを飼養していた農場に新たに鶏・うずらを導入したときに交付されます。

焼却・埋却等互助金

殺処分した鶏・うずらを自らが焼却・埋却等したときに交付されます。

(互助金の種類と一羽当りの上限単価は次のとおりです。)

		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
鶏 (家族型)	採卵鶏(成鶏)	730円	80円
	採卵鶏(育成鶏)	330円	
	肉用鶏	20円	
	種鶏(成鶏)	990円	
	種鶏(育成鶏)	460円	
鶏 (企業型)	採卵鶏(成鶏)	870円	
	採卵鶏(育成鶏)	400円	
	肉用鶏	25円	
	種鶏(成鶏)	1,220円	
	種鶏(育成鶏)	560円	
うずら		200円	

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

互助金の交付

- 経営支援互助金は、鶏・うずらの種類ごとに空舎期間等の実態に応じて、交付単価を上限として支払われます。契約羽数を上限として、殺処分羽数又は新規導入羽数（導入計画等に基づき新たに導入されると確実に見込まれる羽数を含む。）のうち、いずれか少ない羽数を対象に支払われます。交付決定に当たっては、必要に応じて導入計画等について認定委員会を開催し、審査を行います。
- 焼却・埋却等互助金は、80円を交付上限単価とし、実際に焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家畜伝染病予防法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額を対象に支払われます。経営再開の有無にかかわらず支払われます。
- 交付申請に基づき互助金が支払われます。
ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した場合には、互助金が支払われない場合や減額される場合があります。

加入手続き

- 加入を希望する生産者（加入申込者）は、「家畜防疫互助金交付契約申込書」及び「家畜防疫互助金交付契約書」を（社）日本養鶏協会又は、都道府県養鶏協会等（以下、養鶏協会等）に提出します。
- 申込みを受けた養鶏協会等は、交付契約書を締結し生産者積立金の支払いを請求します。
加入申込者は（社）日本養鶏協会が指定する口座に生産者積立金等を納付します。
- 生産者積立金を納付した日から契約の効力が生じます。

1戸あたりの積立金は？

鶏の家族型
(飼養羽数：
2万羽の場合)

区 分	積立単価	×	羽 数	=	積立金合計
採卵鶏（成鶏120日齢超）	4.5円	×	20,000羽	=	90,000円
肉用鶏	0.3円	×	20,000羽	=	6,000円

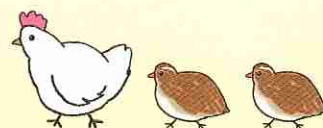
鶏の企業型
(飼養羽数：
40万羽の場合)

区 分	積立単価	×	羽 数	=	積立金合計
採卵鶏（成鶏120日齢超）	6 円	×	400,000羽	=	2,400,000円
肉用鶏	0.5円	×	400,000羽	=	200,000円

うずら
(飼養羽数：
10万羽の場合)

積立金単価（5羽あたり）	×	羽 数	=	積立金合計
7.5円	×	(100,000羽÷5羽)	=	150,000円

急いではいらなくっちゃ!!





私どもに
お問い合わせ下さい!!

各道府県養鶏協会の
お問い合わせ先一覧

団 体 名	郵便番号	住 所	T E L
北海道養鶏会議	060-8651	札幌市中央区北四条西1丁目3 北農ビル13階 (社)北海道酪農畜産会内	011-209-8556
青森県養鶏協会	030-0847	青森市東大野2-1-15 農協会館内	017-729-8799
岩手県養鶏協会	020-0024	盛岡市菜園1-3-6 農林会館内	019-654-7050
宮城県養鶏協会	980-0012	仙台市青葉区錦町1-6-25 宮酪会館3階	022-222-2416
秋田県養鶏協会	010-0001	秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館内	018-836-7435
山形県養鶏協会	990-0042	山形市七日町3-1-16 (社)山形県畜産協会内	023-634-8167
福島県養鶏協会	960-8044	福島市早稲町8-3 和牛会館1F	024-521-1764
茨城県養鶏協会	310-0022	水戸市梅香1-2-56 (社)茨城県畜産会館内	029-232-0018
栃木県養鶏協会	321-0905	宇都宮市平出工業団地6-7 栃木県畜産会館内 (社)栃木県畜産協会	028-664-3633
群馬県養鶏協会	379-2147	前橋市亀里町1310 群馬県農協ビル6階 (社)群馬県畜産協会	027-220-2371
埼玉県養鶏協会	360-0102	熊谷市須賀広784 農務研 畜産会内	048-536-5281
(社)千葉県農業協会養鶏部会	260-0013	千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル7F (社)千葉県農業協会	043-222-9400
(社)神奈川県畜産会養鶏部会	235-0007	横浜市磯子区西町14-3 神奈川県畜産センター内	045-761-4191
山梨県養鶏協会	400-0034	甲府市宝1-21-20 山梨県配合飼料価格安定基金協会内	055-273-6441
長野県養鶏協会	380-8570	長野市南長野字幅下692-2 県庁東庁舎3F 県農業会議内	026-234-6871
新潟県養鶏協会	950-0087	新潟市中央区東大通1-2-23 北陸ビル内	025-241-3010
富山県養鶏協会	930-0901	富山市手塚3-10-15 富山県獣医畜産会館 富山県配合飼料価格安定基金協会内	076-451-1789
石川県養鶏協会	920-0362	金沢市古府1-217 石川県家畜保健衛生所内	076-258-2252
福井県養鶏協会	910-0005	福井市大手3-2-18 農業会館内	0776-27-8228
静岡県養鶏協会	420-0838	静岡市葵区相生町14-26-3 静岡県獣医畜産会館内	054-274-0005
岐阜県養鶏協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内	058-273-1111
(般)愛知県養鶏協会	440-0858	豊橋市つつじが丘3-4-1 豊橋市養鶏農業協同組合内	053-261-3185
三重県養鶏協会	514-0003	津市桜橋1-649 農業共済会館1階 (社)三重県畜産協会内	059-213-7513
滋賀県養鶏協会	529-1651	蒲生郡日野町山本695 滋賀県畜産技術振興センター (社)滋賀県畜産振興協会日野分室内	0748-52-9073
京都府養鶏協会	601-8585	京都市南区東九条西山王町1 京都JA会館 京都府畜産振興協会内	075-681-4280
奈良県養鶏農業協同組合	639-1122	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉公社内	0743-59-0234
和歌山県養鶏協会	640-8585	和歌山市小松原通1-1 県庁畜産課内	073-441-2923
兵庫県養鶏協会	650-0024	神戸市中央区海岸通1番地 兵庫県農業会館7階 兵庫県畜産協会内	078-381-9368
鳥取県養鶏協会	680-8570	鳥取市東町1-220 県庁畜産課内	0857-26-7831
島根県養鶏協会	690-0887	松江市殿町19-1 島根JAビル内	0852-31-3609
岡山県養鶏協会	700-0015	岡山市京山2-5-1	086-252-2131
(般)広島県養鶏協会	732-0828	広島市南区京橋町1-23 三井生命広島駅前ビル7F	082-264-1468
山口県養鶏協会	753-8501	山口市滝町1-1 山口県庁畜産振興課内	083-933-3436
徳島県養鶏協会	770-8570	徳島市万代町1-1 徳島県庁畜産課内	088-621-2420
香川県養鶏協会	760-0023	高松市寿町1-3-6 (社)香川県畜産協会内	087-825-0284
愛媛県養鶏協会	790-8570	松山市一番町4-4-2 愛媛県畜産課内	089-912-2576
高知県養鶏協会	783-0053	南国市国分1305-5	088-862-0135
福岡県養鶏協会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎6F	092-409-9083
佐賀県養鶏協会	840-0803	佐賀市栄町2-1 佐賀県JA会館内	0952-24-7121
長崎県養鶏協会	850-8570	長崎市江戸町2-13 長崎県庁畜産課内	095-895-2954
熊本県養鶏協会	861-1103	合志市野々島4393-190 熊本県養鶏農協内	096-242-3131
大分県養鶏協会	870-0844	大分市古国府1220 (社)大分県畜産協会	097-545-6593
(社)宮崎県養鶏協会	880-0806	宮崎市広島1-13-10 宮崎県畜産会館内	0985-29-4375
鹿児島県養鶏協会	890-0065	鹿児島市郡元3-3-32 鹿児島県獣医師会館内	099-812-8850
沖縄県養鶏協会	900-0023	那覇市楚辺2-33-18 JA会館 沖縄県農業協同組合畜産部内	098-831-5166

または

(社)日本食鳥協会 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下17 ファーストビル4階 TEL: 03-5289-7890
(社)日本種鶏卵協会 〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内 TEL: 03-3297-5512

までお問い合わせ下さい。